

議事日程第4号

令和2年3月19日(木曜日) 午前10時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 追加議案の上程及び提案理由の説明 1件

議案第30号 令和元年度御嵩町一般会計補正予算(第6号)について

日程第3 議案の審議及び採決 13件

議案第4号 教育長の任命につき同意を求めることについて

議案第16号 御嵩町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

議案第18号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第19号 御嵩町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第20号 御嵩町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第21号 御嵩町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第22号 御嵩町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第23号 御嵩町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第24号 御嵩町太陽光発電の推進及び適正管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第25号 御嵩町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

議案第26号 御嵩町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第29号 御嵩町上之郷辺地総合整備計画を定めることについて

議案第30号 令和元年度御嵩町一般会計補正予算(第6号)について

日程第4 付託事件の審査結果報告並びに審議及び採決 9件

民生文教常任委員会付託事件 3件

議案第6号 令和2年度御嵩町国民健康保険特別会計予算について

議案第7号 令和2年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算について

議案第8号 令和2年度御嵩町介護保険特別会計予算について

総務建設産業常任委員会付託事件 6件

議案第5号 令和2年度御嵩町一般会計予算について

議案第9号 令和2年度御嵩町水道事業会計予算について

議案第10号 令和2年度御嵩町下水道事業会計予算について

議案第17号 御嵩町附属機関の設置に関する条例の制定について

請願第1号 日本国政府に核兵器禁止条約への賛同署名と、国会での批准を求める意見書の提出を求める請願書

請願第2号 御嵩町教育長 高木俊朗 教育長職の退任を求める請願書

日程第5 議員派遣の件

日程第6 議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定

次期議会（必要により定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について

出席議員（11名）

議長 高山 由行	1番 清水 亮太	2番 福井 俊雄
3番 奥村 悟	5番 安藤 信治	6番 伏屋 光幸
7番 安藤 雅子	8番 山田 儀雄	10番 大沢 まり子
11番 岡本 隆子	12番 谷口 鈴男	

欠席議員（1名）

9番 加藤 保郎

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 渡邊 公夫	副町長 寺本 公行
教育長 高木 俊朗	総務部長 伊左次 一郎
民生部長 加藤 暢彦	建設部長 亀井 孝年
企画調整 担当参事 長屋 史明	教育参事兼 学校教育課長 山田 徹
総務防災課長 須田 和男	企画課長 山田 敏寛
環境モデル都市 推進室長兼 まちづくり課長 各務 元規	亜炭鉱廃坑 対策室長 筒井 幹次
税務課長 金子 文仁	住民環境課長 若尾 宗久
福祉課長 小木曾 昌文	農林課長 高木 雅春
上下水道課長 鍵谷 和宏	建設課長 早川 均

会計管理者 可 児 英 治

生涯学習課長 石 原 昭 治

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 中 村 治 彦

議会事務局
書記 丸 山 浩 史

開議の宣告

議長（高山由行君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は 11 名で、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしく
お願いします。

会議録署名議員の指名

議長（高山由行君）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、8 番 山田儀雄君、10 番 大沢まり子さんの 2 名を指名します。

追加議案の上程及び提案理由の説明

議長（高山由行君）

日程第 2、追加議案の上程及び提案理由の説明を行います。

お諮りします。追加議案として付議されました議案第 30 号を議題として上程し、提案理由
の説明を求めたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

議案第 30 号 令和元年度御嵩町一般会計補正予算（第 6 号）について、朗読を省略し、説
明を求めます。

総務防災課長 須田和男君。

総務防災課長（須田和男君）

それでは、議案第 30 号 令和元年度御嵩町一般会計補正予算（第 6 号）について御説明い
たします。

本定例会においては、一般会計補正予算（第 5 号）を 3 月 4 日に提出し、同日可決いただい
たところでございますが、国の補正予算に盛り込まれました児童・生徒の 1 人 1 台端末及び高
速大容量の通信ネットワークを一体的に整備するいわゆる G I G A スクール構想の実現に向け
た整備事業に対する補助内示があったこと、また新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に
関連し、早急に予算計上し事業を進める必要が生じたことなどから補正予算（第 6 号）を編成

しましたので、定例会最終日ではありますが、追加提案させていただくものでございます。

補正予算書表紙をおめくりいただき、1ページをお願いします。

今回の補正予算につきましては、第1条で一般会計補正予算（第5号）の歳入歳出予算総額に9,372万1,000円を追加し、総額を90億9,909万2,000円とするものでございます。

併せて、第2条、第3条に規定のとおり、繰越明許費、地方債につきましても追加をお願いするものであります。

4ページ、第2表 繰越明許費補正を御覧願います。

本補正予算において追加計上する3件の事業費について、年度内完了が見込めないため、全て繰越しをお願いします。

1つ目の民生費は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため町内保育園に必要なマスクや消毒液等の消耗品購入及び空気清浄機購入費として200万円の追加。

2つ目、3つ目の教育費は、町立の小・中学校の情報通信ネットワーク環境整備に伴う委託料と、共和中学校の情報通信ネットワーク環境整備に伴う分担金で、それぞれ御覧の金額を繰越しさせていただきます。

5ページ、第3表 地方債補正は1件の追加でございます。

起債の目的としましては、情報通信ネットワーク環境整備事業で、限度額を2,160万円としております。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、御覧のとおりでございます。

起債の種類は補正予算債で充当率100%、交付税措置率は60%でございます。

7ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款14国庫支出金の項01国庫負担金と、3段目の表の款15県支出金は、昨年の12月補正において今年の1月に開園を予定しておりました私立小規模保育園に対する地域型保育事業運営委託料、並びにこれに付随する国・県の負担金収入を計上させていただいたところですが、開園が4月に延期されたことから、歳入として見込んでいた国・県の負担金を皆減させていただくものであります。

2段目の表、款14国庫支出金の目02民生費国庫補助金は、新型コロナウイルス感染拡大防止のための臨時休校に伴い、放課後児童クラブの特別開所に必要な経費に対する補助金124万7,000円の増額と、町内保育園の感染拡大防止対策費用用品の購入に係る補助金200万円の増額です。いずれも補助率は10分の10であります。

同じく、目05教育費国庫補助金は、情報通信ネットワーク環境整備事業に伴う国庫補助金で、2,182万5,000円の追加です。

8ページ、款18繰入金は、財源調整のため財政調整基金から5,154万3,000円の繰入れ増、

款 21 町債は、第 3 表で御説明したとおりであります。

9 ページ、歳出をお願いします。

民生費の項 02 児童福祉費の目 02 児童運営費は、歳入で御説明したとおり新型コロナウイルス感染拡大防止のため、保育園のマスクや消毒液、ハンドソープや除菌ウエットティッシュなどの購入のため需用費を 100 万円増額するものと、1 行飛びまして節 18 備品購入費において空気清浄機 22 台分の購入費としまして 100 万円を増額しております。

1 行戻って、節 13、私立小規模保育園の開園延期に伴い、地域型保育事業運営委託料 614 万 9,000 円を減額しております。

目 05 の放課後児童クラブ運営費は、新型コロナウイルス対策に係る児童クラブの特別開所に必要な臨時職員の賃金 124 万 7,000 円の増額であります。

款 10 教育費、項 01 教育総務費の目 02 事務局費は、町立学校情報通信ネットワーク環境整備委託料 9,000 万円を追加するもので、共和中学校を除く小・中学校に校内 LAN の整備、無線アクセスポイントの整備、端末の充電保管庫の整備を行うものであります。

その下の表、中学校費の目 02 教育振興費では、共和中学校における情報通信ネットワーク環境の整備に伴う特別分担金として 662 万 3,000 円を増額させていただきます。

10 ページの地方債の残高の見込みに関する調書につきましては、後ほどのお目通しをお願いいたします。

以上、議案第 30 号、一般会計補正予算（第 6 号）の説明とさせていただきます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（高山由行君）

ここで、暫時休憩とします。再開予定時刻は 10 時 15 分とします。

午前 10 時 09 分 休憩

午前 10 時 15 分 再開

議長（高山由行君）

休憩を解いて再開します。

議案の審議及び採決

議長（高山由行君）

日程第 3、議案の審議及び採決を行います。

議案第 4 号 教育長の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

教育長 高木俊朗君の一身上の案件で本人より退席の申出がありましたので、これより教育

長 高木俊朗君は退席します。

[教育長 高木俊朗君 退場]

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者あり]

6番 伏屋光幸君。

6番（伏屋光幸君）

それでは、本議案について反対をする立場で討論を行います。

今回の教育長任命予定の高木現教育長には、願興寺本堂修理保存会から、私、伏屋光幸が紹介議員となり、御嵩町教育長 高木俊朗 教育長職の退任を求める請願書が提出されております。

この請願は、さきの3月17日に総務建設産業常任委員会に付託され、不採択とすべきものとされていることは皆さん御存じのことと思います。

この請願書に述べられている内容は、御嵩町が臨時職員として雇用し、教育委員会へ出向させ、教育委員会が願興寺本堂の修理保存事業を支援する臨時職員として任命した若尾氏の令和2年度以降の継続雇用を教育長が修理保存会に口頭で約束し、その後その約束を翻し、令和2年度以降の雇用を取りやめたことが基になっています。

しかし、その経緯や情勢が一切明確にされていないのではないのでしょうか。

願興寺本堂の修理についての支援員の配置、若尾氏の継続雇用を云々する前に、若尾氏の継続雇用を判断するには、あくまでも御嵩町、いわゆる町長部局であることから、高木教育長が若尾氏の次年度の雇用を、口頭であれ保存会に約束したこと自体が軽率のそしりを逃れないものと私は考えます。

雇用をする御嵩町の人事に対する考え方など、継続雇用できない旨を保存会に対し誠実な姿勢で丁寧に伝えておれば、うそつき呼ばわりはされなかったのではないのでしょうか。

人事案件である以上、雇用者側である町長部局の都合、事情を全て明らかにすべきとは言いませんが、本請願に至るまでの根っこにあるものをお互い理解する努力をすべきであったのではないのでしょうか。しかし、ここに至っては御嵩町の教育行政のトップである教育長が支援員

の継続雇用の約束を簡単に翻し、ほごし、御嵩町の重要施策である願興寺本堂の大改修に大きな力をお借りしている修理保存会の多くの皆さんから不信任を突きつけられたことはあってはならないと思います。

よって、議案第4号について同意できない、反対の旨を申し上げて討論といたします。

議長（高山由行君）

それでは、ここで原案に対して賛成の方の発言を許します。

[挙手する者あり]

3番 奥村悟君。

3番（奥村 悟君）

それでは、議案第4号 教育長の任命につき同意を求めることについて、賛成の立場から討論をさせていただきます。

私は、請願第2号 御嵩町教育長 高木俊朗 教育長職の退任を求める請願に反対の立場を取らせていただきました。

若尾要司事務支援員の採用の件で、願興寺本堂修理保存会と教育長双方の食い違いから出たもので、教育長の虚偽があったのかなかったのか、言ったのか言わないのかの発言は不明瞭なところもあり、双方の受け取り方の違いもあるのではと思います。

教育長の修理保存会への説明責任が少し欠けていたような気がします。このことだけで教育長の退任の是非を判断することはできないものと考えたからです。

また、教育長を罷免できるのは地方教育行政の組織及び運営に関する法律第7条の規定によるものしかありません。第7条第1項で、地方公共団体の長は、教育長が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認める場合、または職務上の義務違反、その教育長たるに適しない非行があると認める場合においては、当該地方公共団体の議会の同意を得てこれを罷免することができる。第7条第4項で、前3項の場合を除き、その意に反して罷免されることがないと規定されています。

今回の教育長の行為は、この法に照らして職務上の義務違反を犯したとか、適しない非行があるというところまで及ぶかどうか甚だ疑問を持ったからです。

教育長は、願興寺本堂修理保存会を混乱させたことへの道義的責任はあるものの、その地位、責任までは及ばないものと考えます。

高木教育長は、笑顔づくり条例の制定や21世紀教育夢プランを策定し、それによる施策を推進するなど、過去7年間の実績は大いに評価できるものであります。

また、新型コロナウイルス感染症に脅かされている状況の中、教育委員会のトップとして子供たちの安全・安心を守るために陣頭指揮を執り、全力を尽くさなければならない立場でもあ

ります。このようなときに教育長の不在は決して避けなければなりません。

よって、私は高木俊朗氏を教育長に任命することに同意し、賛成をいたします。

議長（高山由行君）

そのほか、賛成の方の発言でしたので、また反対の方があれば発言を許します。

[挙手する者あり]

5番 安藤信治君。

5番（安藤信治君）

私、本議案に同意できない立場で討論を行わせていただきます。

また、願興寺本堂修理保存会から提出された現高木教育長の退任を求める請願第2号について、今回の定例会における取扱いの経緯を説明する中で、今日は残念ながら傍聴の方は見えませんが、請願者の皆さんに対する説明責任を果たす意味合いも含め、討論をしたいと考えております。

議長には、討論としては少し長くなることを前もってお許し願いたいと思います。

今現在審議している議案第4号は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、町長が教育長の任期満了に伴い新たに任命する旨の同意を議会に求めるもので、議会はこれから同意するかしないかを、この後、多数決で決めることになると思います。

先日3月17日の総務建設産業常任委員会に付託され、審議、採択された請願第2号は、地方自治法第124条第1項に基づき願興寺本堂修理保存会が現在の高木教育長の退任、任期の途中になるんですが、を要求したものであります。常任委員会では既に不採択すべきもの、すなわち議会としては取り上げないとの結論を出しております。

仮に、これが反対に採択すべきものであったならば、議長が町長にその旨を伝えるだけで、町長は議会が採択した議長の退任要求に応えるかどうかは任命権者である町長の判断に委ねることになります。議会から求められた退任要求の請願に従うかどうかは町長自身が判断することで、法的拘束力はありません。これは皆さん御存じのことだと思います。

今思えば、この請願の趣旨からして本来は町長に直接求めるべきものであったとの思いも私もあります。保存会がその思いを町長に直接ぶつけるケースであっても、町長が教育長を辞めさせるべき、罷免すべきと判断した場合のみ、その議案を議会に上程し、その同意を求めるということになります。

現教育長の退任を求める請願第2号は、今定例会の審議日程に組み入れるぎりぎりのタイミングであった令和2年2月25日に提出され、同日に受け付けられ、令和2年3月14日の本会議で総務建設産業常任委員会に付託されたものであります。

請願者の思いは、簡単に言えば議会に対して私たちの思いを議会に酌んでほしい、現教育長

を辞めさせるよう町長に言ってほしいということです。

一方、この議案第4号の教育長の任期満了に伴う、高木さんの場合は再任になるわけですが、任命について同意を求めるものは、さきに述べました現教育長の退任を求める請願とは全く別の手続であります。議会では、高木俊朗氏の任期満了による任命の同意と、これに影響を及ぼすと考えられる同じ現高木教育長の退任を求める請願第2号の2つの案件を今定例会においてどのように取り扱うべきか話し合いをしました。

当初、教育長の任命同意は先例に従い、人事案件として議案第3号の副町長の選任同意と同じ令和2年3月4日の初日に審議、採択する取扱いでいいのではないかという意見もありました。現在、教育長の退任を求める請願は次回開催の6月定例会で取り上げればいいのではないか、こんな意見もありました。それから、この請願が今定例会最終日、今日でございますが、教育長の任命案件に影響するものでなくてもよいではないか、反対に影響を及ぼしてもいいのではないかという意見も出ました。

現教育長の退任を求めるこの請願を次回の6月定例会の審議に回すことになれば、退任要求を突きつけられた現高木教育長と再任の同意を求められている高木氏が同一人である以上、この請願に対する議論の機会を逸することになり、請願者の思い、含意を真摯に聞き、判断することになるのか、この取扱いは私たち議員がよりどころとする御嵩町議会基本条例の趣旨に添ったものなのか、こんなような話をさせていただきました。

このような議論の末、議会運営委員会を急遽開き、令和2年3月17日の総務建設産業常任委員会に現教育長である高木氏の退任を求める請願の審議、採決を付託し、あえて今日の議会最終日前までにその結論を出しておくことになりました。そして、人事案件にもかかわらず、議案第4号の教育長の任命同意の審議、採決は令和2年3月4日の定例会初日に行う予定であったものを、話し合いの中では異例な取扱いであるとも言われましたが、3月19日、今日の最終日に行うことになりました。

このように日程を変更したことにより、令和2年3月17日の委員会において、参考人として高木教育長と本請願の紹介議員である伏屋議員による説明と質疑が行われ、その後、慎重な討論を経て、結果、不採択とすべきものとの結論に達していることは皆さんも御承知のことです。保存会の請願は、委員会においては取り上げられませんでした。

今回の総務建設産業常任委員会においては、議会基本条例にのっとり、委員会での活発な議論、討論を重ね、委員それぞれが自分の考え方、思いを明確に述べた中で出された結論であります。その結果いかに関わらず、私自身、今日の議案第4号まで続く審議、採決のプロセス、これには十分満足するものであったと考えるものです。

議会運営委員会の皆様には請願者の思いを真摯に受け止め、説明責任を果たすべく十分な議

論、討論を行う場をつくるために日程調整等に柔軟な対応をしていただきましたことに対し、3名の少数会派であります。緑青会の一員としてこの場をお借りして深く感謝申し上げます。

私は、今回の現教育長の退任を求める請願と、今審議中の任期満了による教育長の任命は全く別なものであることは認識しております。さらに、願興寺本堂修理保存会事業に携わってこられた若尾支援職員の継続雇用問題ただ一点をもって現高木教育長の今日までの功績、教育者としての資質を全て否定するものではありません。

令和2年3月17日の総務建設産業常任委員会では、若尾氏の継続雇用の約束を翻した理由、経緯等については高木教育長から説明をお聞きしております。

委員の自由討論の中では、若尾氏の継続雇用について安易に翻したものではないのか、またこの1点をもって退任要求は飛躍し過ぎではないか、お互いの思いの食い違いから生じたもので、法にのっとった退任、これは罷免になるんですが、に値するのかどうかこれは疑問であると。それから、請願に7名の署名があるが保存会16名全員の総意なのかといった質問が紹介されました。この点については、請願提出者7名以外の方々の思いについては明確にされませんでした。私自身、推しはかることもできないのではという感想を持っております。

それから、請願の文中には、就任以来、無我夢中で精いっぱい努力に努力を積み重ね、全員一致、ONE TEAM、すばらしい仲間として今日まで頑張ってきたといった文面がありました。16名全員が一枚岩となって積み重ねてきた並々ならぬ決意と努力は、保存会が今日までに成し遂げた成果を御覧いただければ、これは一目瞭然であります。そして、保存会16名が一丸となって取り組み、十分過ぎる成果を達成されたことは周知の事実であります。

この保存会の皆さんに対して若尾氏の継続雇用についての嘆願から始まり、今日に至るまでに高木教育長が取られてこられた一連の対応は御嵩町の教育行政のトップとしてあまりにも軽々しく、配慮を欠いたものであったというそしりは免れられるものでないことを私は強く訴えるものです。

また、人事案件であるがゆえに雇用者側の思い、事情等を全て明確にすべきだとは言いませんが、この辺りにお互いの思いのねじれが生じたのではと私は思えてなりません。

自身の退任要求が提出されるに至るまでの間に、高木教育長自らが部下に任せず保存会の思いを真摯に受け止め、行政側の都合、考え方を丁寧に説明し、お互いに謙虚に話し合い、理解し合う努力を積み重ねてこられておれば、文面にありますようにうそつき呼ばわりまでされて不信任を突きつけられるようなこともなかったのではないのでしょうか。

以上、述べました経過、いきさつ等を踏まえ、私、願興寺本堂修理保存事業の無事完成を願う議員の1人として、この現高木教育長の退任を求める多くの保存会の皆さんからの思いを見過ごすことのできない重い提言として受け止めるべく、総務建設産業常任委員会の不採択とす

べき結論に相反することになります。議案第4号について同意できない旨を申し上げて討論とさせていただきます。以上でございます。

議長（高山由行君）

それでは、再び原案の賛成の方の発言を許します。

[挙手する者あり]

10番 大沢まり子さん。

10番（大沢まり子君）

私は、同意を求めることについては賛成の立場での討論をさせていただきます。

ただいま、安藤議員もるる御説明をされましたけれども、この請願で出されているものと今回の議案については別のものと認識しているとおっしゃられながら関連したお話をされたと思います。私どもも、今回この請願を今議会に上げることにしましてはやはり全く別のものというふうに捉えられないのではないかとということで請願のほうを付託案件という形に持ってきたものだと思っております。

退任を求める請願というものが出ております中で、しっかりと審議することによってこの請願が通すべきものなのか、本当に教育長を退任させるべき理由に当たるのだろうかというところを審議したと思います。教育長への参考人としての発言も頂いております。

そういった中で、先ほど奥村議員もおっしゃられました。ずうっとるるおっしゃられたので同じ思いなんですけれども、教育長としての罷免といいますか、辞めさせるまでの大きな過失があるわけではありませんので、今回の教育長の任命につく、次の期の任命に当たるわけですが、辞めさせるというような理由には当たらないということを委員会のほうで付託案件のほうは不採択となりましたので、今回の任命同意については賛成の立場で行っていきたくと思っております。

議長（高山由行君）

原案に反対のほうの方の発言を許します。

[挙手する者あり]

2番 福井俊雄君。

2番（福井俊雄君）

私は、議案第4号について同意できないという立場で討論を行わせていただきます。

この件に関しては、先ほど安藤信治議員が述べられたように教育長の任期満了に伴い任命の同意を求めることについてだと思しますので、そのことに対して私の回答とさせていただきます。

同意できない理由は、私はほかの人と違って、以下の3点からであります。

まず1点目は、教育長の多選の問題です。

高木教育長は現在2期8年の任期を全うされようとしています。その後4年という、12年という長き任期になります。その間に教育現場というのは刻々と変動しています。ここで新しい教育長で新しい感覚でこの職に携われたほうが行政に、私の考えではプラスになるのではないかと考えているからです。

次、2点目として、伏見小学校の建て替えの件でございます。

この件は、伏見地区住民の今や悲願になっています。多くの住民からどうなっているのか、どうするか質問を受けています。

今まで、教育長を含め、具体的な話というのは私はお聞きしたことがありませんでした。このために、伏見地区は見捨てられているとか、もっと過激な方には兼山と同様に伏見地区だけ可児市についていったほうがいいんじゃないかという意見も少なからずお聞きしました。

御嵩町は今年60周年を迎え、今までは4地区手を取り合っているいろいろな面で発展をしてきて、また困難も乗り越えてきました。私自身は今後もそうあってほしいと思っています。じくじたる思いでいるときに、今年の2月、伏見小学校現状調査の結果が出て大規模改修で今後進める方向であることが町当局からお聞きしました。そして、この方向は以前から決まっているようなこともお聞きしました。

教育長は、どうしてこのことを伏見地区の住民に声を出して言ってくれなかったのか。少なくとも、私は一度も聞いたことがありません。残念でなりません。こう思っていたときに、3点目の御嵩町教育長高木俊朗 教育長職の退任を求める請願書をお読みしました。そして、先ほど安藤議員も言われたように双方のお話もお聞きしました。残念なことに、言葉の行き違いがあったり思いの行き違いがあったということが想像され、思います。

そこで、私は事実だけを見て判断しようと思いました。

まず、請願書に名を連ねられた7名の署名捺印を見て、私は愕然としました。どなたも今までの行政に多大な貢献をしてきた方ばかりじゃないですか。議会に対して署名捺印を出すという重さ、これをしっかりと受け止めなければならないと思いました。これは過半数ではない、7人だけという人数ではないと思います。

願興寺本堂修理事業というのは、今後も長きにわたる大事業、町当局にとって新庁舎移転と両輪をなすものだと思います。教育委員会と保存会が対立をしてこの事業が順調に進むとは思えません。協力をしてお互いが助け合っていくことが大事だと思います。

そう鑑み、以上3点を考え、議案第4号には反対させていただきます。どうも御清聴ありがとうございます。

議長（高山由行君）

それでは、原案に賛成の方の発言を許します。

[挙手する者あり]

12番 谷口鈴男君。

12番（谷口鈴男君）

大変な問題だと思いますけれども、今回の請願につきましては事実関係について、これは総務建設産業常任委員会のほうで十分確認をしながら検討し、協議をされてきたと思います。さらに参考人招致までしてその辺のところ、私も傍聴させていただきましたので、若干の内容については掌握しております。

ただ、基本的には教育長の職責というのはどういうものであるのか、そして先ほど奥村議員がいみじくも指摘されたように、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、この中にも極めて細かくそれぞれの職責、そして身分保障等についても規定をされております。

今回の請願につきましては、そこに盛られておるように明白かつ著しい背任行為があったかどうか、こういう点がむしろきちっと精査されるべき問題であります。

人事の問題につきましては、これは人事権を行使する団体がどこにあるか、それぞれの部署によって変わってまいりますし、それについてはここであえて論究しませんが、大事なものは法の精神がどこにあり、その法に対して著しく背任行為が、その事実が認定されておるかどうかと、この辺が1つのポイントになってくると思います。

確かに、願興寺保存会の皆さん方の今日までの努力、そしてそれに対する対応の憤り、これは分からないでもないんですが、感情論でぶってこういう大きな問題を推しはかるとするのは、やはり教育行政をゆがめる危険性もあります。

したがって、特に先ほど賛成討論で出てまいりました任期の問題であるとか、さらに伏見小学校の今後の対応の問題であるとか、こういう問題については今回のこの請願の趣旨とは全く相入れない、理由にならない、ただ状況としてあるだけのことであります。

本来的には、やはり今までの8年間の高木教育長の教育行政に対する姿勢、そして努力、そしてその残してきた痕跡、これに対する正当な評価がきちとなされてしかるべきだというふうに考えておりますし、本来、人事権を持つのは、決定権は議会が持っておりますけれども、町長部局が任用権を持っておりますので、その辺のところの特に問題ないという報告も聞いておりますので、そういう状況であるならあえてこの請願に対しては、請願者の意には反しませんが、私はこの請願は採用することは議会としては適切ではないんじゃないかというふうに思っていて、賛成の立場で意見を言わせていただきました。以上でございます。

議長（高山由行君）

そのほか、討論はありますか。

[挙手する者あり]

11 番 岡本隆子さん。

11 番（岡本隆子君）

私は、この教育長の任命につき同意を求めることについて、反対の立場で討論をします。

高木教育長のこれまでの実績と御努力につきましては敬意を表するものであります。しかしながら、願興寺本堂修理保存会のほうから請願が出されるような事態に至ってしまっておりません。説明責任の欠如が今回の事態を招いたのではないかと考えています。

教育の長たる高木教育長の対応は、御嵩町の教育全般に対する信頼関係喪失につながったのではないかと考えておりますので、私はこの任命に反対をするものであります。以上です。

議長（高山由行君）

そのほか、討論はありませんか。

[挙手する者あり]

8 番 山田儀雄君。

8 番（山田儀雄君）

私は、同意に賛成の立場で討論をしたいと思います。

私は保存会のほうにも入っていますし、総務建設産業常任委員長ということで今回の請願についてはあまり多く意見を述べられませんでしたけれども、今回の請願書をもって教育長の退任を求めるということには賛成できません。

なおかつ、総務建設産業常任委員会の決定、不採択、要するに教育長の選任同意に賛成したいと思います。以上です。

議長（高山由行君）

そのほか、討論ありませんか。

[挙手する者なし]

これで討論を終わります。

これより議案第4号 教育長の任命につき同意を求めることについて採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。したがって、議案第4号は原案のとおり同意されました。

採決が終わりましたので、教育長 高木俊朗君は議場に着席してください。

[教育長 高木俊朗君 入場・着席]

議長（高山由行君）

議案第 16 号 御嵩町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

3 番 奥村悟君。

3 番（奥村 悟君）

少し教えてください。

今回の条例のほうですが、成年被後見人ということですが、今までの意思能力を有しない者から少し上がったかなと、人権が尊重されているかなというふうに思うんですけども、成年被後見人、障害の判断はいろいろあるんですけども、当然、法定代理人が同行されるかなというふうに思うんですけども、そこら辺の印鑑登録の手続のほうはどんなふうにされる予定なのか、ちょっとお聞かせください。

議長（高山由行君）

住民環境課長 若尾宗久君。

住民環境課長（若尾宗久君）

ただいまの奥村議員の質問にお答えいたします。

議員御指摘のように、今回の改正につきましては成年被後見人の人権尊重ということで、成年被後見人を資格などから一律に排除することがないようにということで設けられております。

実際の対応については、総務省のほうの技術的な助言として、法定代理人が同行し、かつ当該成年被後見人本人による申請、または届出があるときは、当該成年被後見人は意思能力を有する者として受け付けることとして差し支えないという助言がございまして、それを運用させていただいております。

法定代理人、または家族の方を介して対応するという流れとなります。当然、当該成年被後見人本人による意思能力を確認、意思を確認した後、手続上は法定代理人、または家族の方を介しての対応ということで考えておりますので、よろしく申し上げます。

[挙手する者あり]

議長（高山由行君）

奥村議員、再質問でよろしかったですか。

3 番（奥村 悟君）

成年被後見人というと、障害の度合いはいろいろあるんですけども、ともすれば字が書けないような方も見えると思うんですけども、その場合には当然法定代理人が同行するわけですけども、例えばよその自治体ですと口頭で申請をされるというところもあるわけなんです

けれども、その辺のところはどのような対応を。

これから総務省のことも受けてかと思うんですけども、どのように考えてみえるかお聞かせください。

議長（高山由行君）

住民環境課長 若尾宗久君。

住民環境課長（若尾宗久君）

お答えさせていただきます。

今少しおっしゃられたように、いろいろな方がお見えになりますので、例えば言葉を発するとか、何らかのアクションを起こされた部分について意思能力、意思があるというふうの確認させて、先ほど申しましたように法定代理人、または御家族の方、同伴されてみえればその方を介して対応するということですので、よろしくお願いします。

議長（高山由行君）

そのほか、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 16 号 御嵩町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 16 号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行君）

議案第 18 号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 18 号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 18 号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行君）

議案第 19 号 御嵩町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 19 号 御嵩町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 19 号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行君）

議案第 20 号 御嵩町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 20 号 御嵩町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 20 号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行君）

続きまして、議案第 21 号 御嵩町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 21 号 御嵩町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第 21 号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行君）

議案第 22 号 御嵩町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

3 番 奥村悟君。

3 番（奥村 悟君）

放課後児童クラブの支援員ということなのですが、みなし支援員の経過措置期間を5年間延長ということですが、この支援員につきましては当然のことながら研修を修了するということが義務づけられておまして、施設ごとに1名以上ということになっているわけですが、この5年という延長を、他の自治体を見ますと3年というところもあるんですが、今9人が未受講ですが、早めに受講してもらうことが当然かと思うんですが、そこら辺の5年という少しスパンを長くしたという経緯、それをお聞かせください。

議長（高山由行君）

教育参事 山田徹君。

教育参事兼学校教育課長（山田 徹君）

ただいまの奥村悟議員の御質問にお答えいたします。

なぜ5年ということでございますけれども、放課後児童クラブは平成14年に始まりましてこれで18年間行ってきたわけなんです、始まった当初から全ての方が研修を受けたということではございませんでして、研修制度も途中からできまして、平成26年からできておると認識しておりますけれども、この附則の変更をしましては平成30年ということで、ここ二、三年を見ておきますと、状況は全く変わっていないというようなこともありまして、先ほど御紹介にありましたように24名中まだ9人の未受講者の方がお見えになられまして、受講となりますと3日間県の研修に行かなくてはいけないということで、大変な労力を強いるわけであ

ります。

そういった状況もありまして、3年では状況がまだまだ変わらないということもありまして、5年。5年が長いと見るか短いと見るかはまた別でございますけれども、5年後ぐらいにはまたこの条例のほうも見直していきたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（高山由行君）

そのほか、質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第22号 御嵩町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行君）

議案第23号 御嵩町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 23 号 御嵩町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第 23 号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行君）

議案第 24 号 御嵩町太陽光発電の推進及び適正管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 24 号 御嵩町太陽光発電の推進及び適正管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第 24 号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行君）

議案第 25 号 御嵩町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 25 号 御嵩町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 25 号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行君）

議案第 26 号 御嵩町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 26 号 御嵩町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 26 号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行君）

議案第 29 号 御嵩町上之郷辺地総合整備計画を定めることについてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

12番 谷口鈴男君。

12番（谷口鈴男君）

この総合計画、これは再度の見直しの時期に入って今回提出されてきたと思いますが、今日までのいわゆる上之郷辺地総合整備計画の中で進捗率というのはそれほど、当初我々が期待したほどの進捗率はなかったと、事業によっては最初から手つかずであった。それが今回改めてまた事業計画の一環として出てきております。

これは将来的に着手できる可能性がある場合にその道を造っておかないと補助対象にならないというところからの配慮だと思いますけれども、向こう5年間のこの計画の中で実現可能性があるかどうかということで1点だけお聞きしますが、この樋ヶ洞・井尻連絡道路ほか整備事業ということで、この辺の事業というのは、そのほかの事業は別にして、連絡道路、可能性としてどうなのでしょう。これだけお聞きしておきます。

議長（高山由行君）

総務防災課長 須田和男君。

総務防災課長（須田和男君）

お答えさせていただきます。

今御指摘の樋ヶ洞・井尻連絡道路につきましては、現在の計画に載せておりましたが、ちょっと未執行状態でございます。

なお、次期計画に令和4年度からまた再度計画を上げておりますが、今現在、庁舎等の整備もやっておる中でいろんな事業費等もおおむねつかめてくる時期であろうというようなことで、令和4年度から上げさせていただいております。

当然、これの計画に上げさせていただいております以上、実施する気はあるということで御理解をいただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

議長（高山由行君）

そのほか、質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

3番 奥村悟君。

3番（奥村 悟君）

この辺地債の総合計画ですけれども、令和2年度から令和6年度までの5年間ということなんですけれども、要はその充当したお金で工事を進めるわけなんですけれども、大半が補助金を受

けて、あと辺地債と抱き合わせということで工事が進められるわけですがけれども、先般ですと、滞在型農業体験施設というか四季の家、ここは辺地債だけで工事、事業を進められたわけですがけれども、そこら辺はどういうふうに今後、補助金がない場合でも辺地債だけというのか、やっぱり補助金がありきの辺地債を抱き合わせでという、そこら辺のちょっとその辺の考え方だけお聞かせください。

議長（高山由行君）

副町長 寺本公行君。

副町長（寺本公行君）

まず、辺地対策地域内における必要な事業を洗い出します。その事業を精査する中で、補助金がつけばまずは補助金を充てたいと思います。補助残について辺地債、補助がなければ全額辺地債、こういうスタンスで過去からもこれからも続けていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

議長（高山由行君）

そのほか、質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 29 号 御嵩町上之郷辺地総合整備計画を定めることについて採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第 29 号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行君）

議案第 30 号 令和元年度御嵩町一般会計補正予算（第 6 号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 30 号 令和元年度御嵩町一般会計補正予算（第 6 号）について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 30 号は原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩いたします。再開予定時刻は 11 時 30 分とします。

午前 11 時 15 分 休憩

午前 11 時 30 分 再開

議長（高山由行君）

休憩を解いて再開します。

皆さんにお伝えしますが、議案のほうが少し押してしまして時間のほうが午前中に全て終わらないかも分かりませんので、よろしくお願いします。

付託事件の審査結果報告並びに審議及び採決

議長（高山由行君）

日程第 4、付託事件の審査結果報告並びに審議及び採決を行います。

なお、総務建設産業常任委員会に付託しておりました請願第 2 号 御嵩町教育長 高木俊朗教育長職の退任を求める請願書については、本日、日程第 3、議案の審議及び採決において議案第 4 号 教育長の任命につき同意を求めることについては原案のとおり可決されておりますので、不採択とみなして処理いたしますので、よろしくお願いします。

各常任委員会に付託しました議案第 5 号から議案第 10 号と、議案第 17 号、請願第 1 号の 8 件を一括議題とします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

ただいま議題としました8件について議長宛てに審査報告書の提出がありましたので、それぞれの常任委員会委員長より順次報告をしていただき、質疑及び採決を行います。

初めに、民生文教常任委員会付託事件の議案第6号 令和2年度御嵩町国民健康保険特別会計予算について、議案第7号 令和2年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第8号 令和2年度御嵩町介護保険特別会計予算について、以上3件について行います。

民生文教常任委員会委員長に審査結果の報告を求めます。

民生文教常任委員会委員長 安藤雅子さん。

民生文教常任委員会委員長（安藤雅子君）

付託されました事件について報告をさせていただきます。

令和2年3月17日、御嵩町議会議長 高山由行様。民生文教常任委員会委員長 安藤雅子。
民生文教常任委員会付託事件審査報告書。

令和2年3月11日に本委員会に付託された事件について、御嵩町議会会議規則第77条の規定により、下記のとおり審査の結果を報告します。

記1. 審査実施日、令和2年3月16日。

2. 審査事件名、議案第6号 令和2年度御嵩町国民健康保険特別会計予算について、議案第7号 令和2年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第8号 令和2年度御嵩町介護保険特別会計予算について。

3. 審査の経過、予算の審査に当たっては、予算書、主要施策の概要及び歳入歳出予算附属書類の説明を関係職員に求め、編成された予算が一つの施策だけに重点を置くようなものではなく、広く客観的に、住民全体の立場に立った公平なものか、基本計画等に合致したものであるか、使用料、国庫・県支出金などの算定が的確になされ、財源が確保されているかなどを主眼に置いて審査いたしました。

なお、主な質疑は以下のとおりですので、お目通しください。

4. 審査の結果、議案第6号 令和2年度御嵩町国民健康保険特別会計予算については、全員の賛成により可決すべきものと決定した。議案第7号 令和2年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算については、全員の賛成により可決すべきものと決定した。議案第8号 令和2年度御嵩町介護保険特別会計予算については、全員の賛成により可決すべきものと決定した。

以上でございます。よろしくお願いたします。

議長（高山由行君）

委員長報告が終わりましたので、それぞれの案件ごとに委員長報告に対する質疑及び採決を行います。

議長（高山由行君）

まず初めに、議案第6号 令和2年度御嵩町国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第6号 令和2年度御嵩町国民健康保険特別会計予算について採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第6号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（高山由行君）

続きまして、議案第7号 令和2年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第7号 令和2年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算について採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（高山由行君）

議案第8号 令和2年度御嵩町介護保険特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第8号 令和2年度御嵩町介護保険特別会計予算について採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第8号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（高山由行君）

続きまして、総務建設産業常任委員会付託事件の議案第5号 令和2年度御嵩町一般会計予算について、議案第9号 令和2年度御嵩町水道事業会計予算について、議案第10号 令和2年度御嵩町下水道事業会計予算について、議案第17号 御嵩町附属機関の設置に関する条例の制定について、請願第1号 日本国政府に核兵器禁止条約への賛同署名と、国会での批准を求める意見書の提出を求める請願書について、以上5件について行います。

総務建設産業常任委員会委員長に審査結果の報告を求めます。

総務建設産業常任委員会委員長 山田儀雄君。

総務建設産業常任委員会委員長（山田儀雄君）

それでは、報告をさせていただきます。

令和2年3月17日、御嵩町議会議長 高山由行様。総務建設産業常任委員会委員長 山田儀雄。

総務建設産業常任委員会付託事件審査報告書。

令和2年3月11日に本委員会に付託された事件について、御嵩町議会議規則第77条の規定により、下記のとおり審査の結果を報告いたします。

1. 審査実施日、令和2年3月17日。

2. 審査事件名、議案第5号 令和2年度御嵩町一般会計予算について、議案第9号 令和2年度御嵩町水道事業会計予算について、議案第10号 令和2年度御嵩町下水道事業会計予算について、議案第17号 御嵩町附属機関の設置に関する条例の制定について。

審査の経過であります。予算の審査に当たっては、予算書、主要施策の概要及び歳入歳出予算附属書類の説明を関係職員に求め、編成された予算が一つの施策だけに重点を置くようなものではなく、広く客観的に、住民全体の立場に立った公平なものなのか、基本計画等に合致したものであるか。使用料、国庫、県支出金などの算定が的確になされ、財源が確保されているかなどを主眼に審査をいたしました。

なお、主な質疑は次のとおりですので、お目通しをお願いしたいと思います。

審査の結果、議案第5号 令和2年度御嵩町一般会計予算については、全員の賛成により可決すべきものと決定した。議案第9号 令和2年度御嵩町水道事業会計予算については、全員の賛成により可決すべきものと決定した。議案第10号 令和2年度御嵩町下水道事業会計予算については、全員の賛成により可決すべきものと決定した。議案第17号 御嵩町附属機関の設置に関する条例の制定については、全員の賛成により可決すべきものと決定した。

5ページにつきましては、私宛てに民生文教常任委員会委員長から、一般会計のうち民生文教部分に係る報告書でありますので、お目通しをお願いしたいと思います。

続きまして、請願書のほうの報告をさせていただきます。

令和2年3月17日、御嵩町議会議長 高山由行様。総務建設産業常任委員会委員長 山田儀雄。

請願審査報告書。

令和2年3月4日に開催されました御嵩町議会第1回定例会本会議において本委員会に付託された請願について、御嵩町議会議規則第94条第1項の規定により、下記のとおり審査の

結果を報告します。

審査実施日、令和2年7月17日。

審査事件名、請願第1号 日本国政府に核兵器禁止条約への賛同署名と、国会での批准を求める意見書の提出を求める請願書。

審査の経過、討論を行い、採決を行いました。

審査の結果、請願第1号 日本国政府に核兵器禁止条約への賛同署名と、国会での批准を求める意見書の提出を求める請願書については、賛成者少数により不採択すべきものと決定した。以上であります。

議長（高山由行君）

すみません、山田委員長に今していただいた審査実施日のところが、山田委員長、今7月と発言されましたが、字句の適正で3月17日でよろしかったですね。

総務建設産業常任委員会委員長（山田儀雄君）

よろしく願いいたします。

議長（高山由行君）

委員長報告が終わりましたので、それぞれの案件ごとに委員長報告に対する質疑及び採決を行います。

議長（高山由行君）

まず最初に、議案第5号 令和2年度御嵩町一般会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第5号 令和2年度御嵩町一般会計予算について採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第5号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（高山由行君）

議案第9号 令和2年度御嵩町水道事業会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第9号 令和2年度御嵩町水道事業会計予算について採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第9号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（高山由行君）

議案第10号 令和2年度御嵩町下水道事業会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 10 号 令和 2 年度御嵩町下水道事業会計予算について採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 10 号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（高山由行君）

議案第 17 号 御嵩町附属機関の設置に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 17 号 御嵩町附属機関の設置に関する条例の制定について採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 17 号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（高山由行君）

続きまして、請願第 1 号 日本国政府に核兵器禁止条約への賛同署名と、国会での批准を求める意見書の提出を求める請願書を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

これは総務建設産業常任委員会で不採択ということになっておりますので、討論の順番を原案に賛成の方の発言から許可しますので、日本国政府に対する請願を賛成する方の討論を最初に許します。

[挙手する者あり]

11 番 岡本隆子さん。

11 番（岡本隆子君）

この件につきましては総務建設産業常任委員会で議論していただいたので、その論点を整理しながら私は賛成の立場で意見を述べさせていただきます。多少長くなりますので、よろしくお願いたします。

今回の請願は、NPT（核拡散防止条約）の行き詰まりと世界で戦闘が繰り返されている状況下で日本が取るべき道として、核兵器禁止条約への参加による国際平和と核軍縮への貢献を願って提出されたものであります。

日本は世界で唯一の被爆国として核廃絶を国際世論に強く訴えることができる特別な存在と見られていて、政府も核兵器のない世界を目指すことを日本の責務だと位置づけています。しかし、残念ながら日本政府は有効な政策を国際社会に示せておらず、その責任を果たせていないのが現状であります。

NPT（核拡散防止条約）は軍縮の軸となってきましたが、この条約では5つの核保有国を認める一方で軍縮交渉を行うよう義務づけています。その上で、他の国が核兵器を持つことを認めていません。しかし、保有国の軍縮は停滞しており、核兵器の近代化も進められています。他方で、インドやパキスタン、北朝鮮などの核兵器を持つ国は増えてきております。

こうした核軍縮が行き詰まる厳しい状況の下、核拡散防止条約運用検討の過程で風穴を開ける新しいアプローチとしてこの核兵器禁止条約の交渉開始が委員会で決議され、圧倒的多数の賛成で国連総会採択に至っております。それは、核兵器は人道上許されないものであるという規範を国際的に打ち立てることで核兵器を持ちにくく、使いにくい状況をつくり出そうというアプローチで、それによって国際世論が高まり、核保有国に対して軍縮を促す圧力にするという考え方です。

日本がこれまでのように核兵器を禁止する条約づくりに反対し、今後も参加しないということでは、被爆国としての日本の責任はますます大きくなっていくだけで、国際的な信用が保てない恐れもあると言わざるを得ないでしょう。

日本がこの条約に参加することで対米関係を懸念するというような意見も総務建設産業常任委員会ではありましたけれども、果たしてそうでしょうか。むしろ、被爆国である日本が国際世論に賛同しながら国際平和を希求する姿勢を誠実に示していくことで、新しい核兵器と軍縮を巡る国際環境をつくり出せる可能性があります。また、もとより日本は被爆国としてこの条約発効に貢献することが最もふさわしく、自然な働き方だと考えられます。そういうわけで、核兵器禁止条約批准は、今、被爆国の日本が取るべき重要で現実的な方策であると思います。

また、軍縮及び条約批准交渉の進め方に関しては段階的にするべきとの意見が総務建設産業常任委員会でも出ておりましたけれども、極めて困難な交渉になりますので、当然、段階的に進めることになるわけです。実際、この核兵器禁止条約は起草から国連核拡散防止条約運用検討会議準備委員会への提出まで 11 年、さらに 10 年間の国連での決議交渉を重ねて、2017 年に 122 개국・地域の賛成多数により採択されたわけで、通年 21 年を要してきております。2020 年 2 月時点で署名 81 개국、批准国は 35 개국です。50 개국の批准で条約が発効した後は非参加国への交渉を粘り強く進める必要がありますが、条約発効自体により軍縮を巡る国際環境が変わる可能性があり、保有国とその同盟の在り方も、見方も不変ではないと思われま

す。また、保有国の同盟国、いわゆる核の傘の議論もありましたけれども、日本が米国の核の傘から出られないのであれば、傘の内にありながら核兵器禁止条約に参加、さらには保有国への働きかけを行うということはすばらしいことではないでしょうか。

悲惨な被爆の国の置かれた矛盾を生き、平和のために努力するという事に意義があると思います。

最後に、私たちの先輩議員たちがそれぞれの立場を超えて岐阜県でほかの議会に先駆けて一番最初に非核平和都市宣言を行ったことは、偉業と呼んでよいと思います。また、議会のこの宣言を誇りに思い、その翌年から町民も何かできることをしようということで始められたこの平和のつどい、平和のための活動ですね、これを 32 年間にわたって続けてこられたことは驚くべきことでありまして、敬意を表するほかはありません。

この活動には、多いときは 500 名以上の参加があったと聞いています。この平和のつどいは、議会の非核平和都市宣言を実質化してきた活動と言えらると思います。

議会としてはこの活動を見守っていくべきであり、真に住民の声に応えていくことが地方議会の役割であると考えます。

他議会におきましても、採択されたところは党派を超えてこの請願を採択しております。御嵩町議会においてもこの採択をぜひお願いしたいという思いで、今回、賛成の意見を述べさせていただきました。ありがとうございました。

議長（高山由行君）

それでは、原案に対する反対の方の発言を許します。

[挙手する者あり]

2番 福井俊雄君。

2番（福井俊雄君）

私は、請願第1号についての総務建設産業委員会委員長の報告、不採択すべきものに賛成する立場で討論を行います。

日本人は、すべからく二度と核の惨禍を繰り返してはならない、核爆弾を世界からなくしたいという強い思いで一致していると思います。私自身も、世界で唯一の被爆国の一員として、この議場における皆さん、ほとんど同じ思いだと思います。

そんな中で、1970年に発効された核拡散防止条約が締結されました。この条約には、日本を含めて現在190か国が締結をしています。この条約には既に核兵器を使用している5大国、アメリカ、イギリス、フランス、ロシア、中国を核保有国として認め、その上で核兵器の拡散をこれ以上広げず、さらに核兵器の削減を行っていかうというものでした。

今回の請願は、2017年7月7日に採択された核兵器禁止条約に対してです。これは、一切の核兵器の使用と保有を禁止するもので、現在、122か国が参加しています。しかし、5大国の核兵器保有国はもちろん、核不拡散に取り組んできた中道国と言われる日本、ドイツ、オーストラリアなどはいまだに参加していないのが現状であります。

今回の請願の核兵器禁止条約は本当にすばらしい理念ですが、核保有国はもちろん、非核兵器国も参加していない現状から、その実現の可能性に乏しいという考え方の下に委員長報告のとおり不採択に賛成し、私の討論を終わります。どうも御清聴ありがとうございます。

議長（高山由行君）

それでは、原案に賛成の方の発言を許します。

[挙手する者あり]

7番 安藤雅子さん。

7番（安藤雅子君）

今回の請願は国の決定に即響く、影響力があるというものではないかと思えますけれども、民意を届けるということはとても大切なことだと考えております。

唯一の被爆国の国民として、そして非核平和都市宣言を採択した議会として賛成すべきかと思ひ、賛成の立場から討論をいたします。

議長（高山由行君）

それでは、原案に反対の方の発言を許します。

[挙手する者あり]

5番 安藤信治君。

5番（安藤信治君）

私は、この請願の趣旨にあります日本国政府に核兵器禁止条約への賛同署名と国会での批准を求める意見書を提出することには反対します。

しかし、先般、総務建設産業常任委員会の報告は不採択にすべきものということですので、この委員会報告については賛成の立場になるのでよろしくをお願いします。

今回、請願にあります核兵器禁止条約よりも前の段階である包括的禁止条約、兵器用核分裂性物質生産禁止条約にも核保有国は参加は、実はしておりません。そして、現在の核兵器を取り巻く世界の情勢は、先ほど岡本議員のほうもありましたけど、行き詰まりになっているとか、そういったこともおっしゃりました。それから、保有国が増えてきているんじゃないかというような話もありました。

こういった状況の中で、核保有国と非核兵器保有国だけの分断ではなく、非核保有国の中にも核拡散防止条約、先ほど言いましたNPT派と、核兵器禁止条約派、今回の請願の考え方が、こういった分断が生まれてしまっているという状況にあります。これらのグループが対立しているというような構造になっているようです。現実的には、このグループが一斉に核兵器禁止に動かなければ、残念ながら何の意味もないものになってしまうのではないのでしょうか。

この請願にかなうべく、日本が核禁止条約に署名し、国会で批准するということは、核兵器保有国のさらなる対立をあおることになりかねません。中国とかアメリカの関係を見ていただければ分かると思いますが、この核兵器禁止条約が現時点では現実的ではないという状況の中で、唯一被爆国として核保有国と非核保有国との橋渡しとなるべき日本がこの核禁止条約へ参加することはさらなる対立をあおることになるのではないのでしょうか。また、非核への世界の動きが後退してしまう、そういった逆効果になってしまうことを懸念します。

よって、私は総務建設産業委員長からの報告のとおり不採択に賛成し、討論とさせていただきます。以上です。

議長（高山由行君）

原案に対して賛成の意見のある方の討論を認めます。

[挙手する者あり]

12番 谷口鈴男君。

12番（谷口鈴男君）

私は、この請願の紹介者でもあります。

先般、総務建設産業常任委員会の議論も拝聴させていただきました。大切なことを忘れていないんじゃないかなと思います。やはり人間として私どもはこういう人間に被害を及ぼす、そし

て脅威を及ぼす、こういうものをこの世の中から少なくとも将来的に廃絶していかなきゃいけない、これは基本的な態度だと思うんですね。

世界平和を希求するという国際連合の憲章にもあります。日本国憲法にもあります。この精神というものを、私どもはきちっと自分の心情の中にセットして行動していく必要があります。

確かに、日本は 1960 年、安保改定で大きく揺れました。あの安保改定の騒動の原因は、当時の若者が平和を希求するあのうねりであります。しかし、日米安全保障条約がそのまま改定され、継続される中で、当時はいわゆるロシアを中心とした政権、それからアメリカを中心としたいわゆる東西の緊張関係の中で日本が寄って立つ立場というものを選択した場合に、これは日米同盟、日米の安全保障条約を持つことによって日本の安全と成長を願う、政府の方針というのはそういうものでありました。そして、その結果としてアメリカを中心とする核の傘下の中で我々は今日まで庇護を受けてきたのは事実であります。しかし、だからといっていつまでもそのような対立関係の構図を世界に残しながら、その最たる、一番脅威を持つ核兵器、これをお互いに持つことによって緊張関係を維持するということは、これはやはり排除しなければならない、基本的に排除していかなきゃいけない、私はそう思います。

したがって、我々は核保有国でもありません。日本は核に対して、持込みも、維持することも、使用することも禁止をしております。平和国家であります。そしてまた、世界で唯一の被爆国でもあります。だからこそ、私どもは地方からみんなの声を中央に届け、そして中央から世界へ平和への祈りと、そして危険なものの排除の発信をしていく。これがやはり人の道ではないかと、そんなふうに思っております。

したがって、今回出されました請願については、私は積極的にかつ責任を持って紹介議員としての立場を維持してまいりました。議員の皆さん方の誠意ある対応をお願いしたいと思います。以上です。

議長（高山由行君）

原案に反対の発言を許します。

[挙手する者あり]

3 番 奥村悟君。

3 番（奥村 悟君）

この請願第 1 号は総務建設産業常任委員会に付託されて、私は反対をさせていただきましたので、その立場から討論をさせていただきます。

御承知のとおり、日本は世界唯一の被爆国として非核 3 原則を掲げて核兵器の廃絶を訴えてきました。長きにわたり、国連総会においても核兵器廃絶決議案を提案して採択され、核兵器のない世界の実現に向けて努力を続けています。

御嵩町議会においても、昭和60年9月24日に非核平和都市宣言が決議され、核兵器のない平和な世界の実現に向けて努力することを決議しています。その姿勢は、いまだ何ら変わっていません。

核兵器禁止条約が国連で採択されて核兵器のない世界を目指す国際社会の取組に日本が参加しないのは、核兵器の廃絶を願う被爆者の心中を察すると納得できないものであり、条約に反対することにいささか違和感もあります。

核兵器禁止条約は核廃絶という理想に対して現実的ではなく、むしろ核兵器保有国であるアメリカ、ロシア、イギリス、フランス、中国の5か国の核兵器保有を認めることを前提とした核拡散防止条約（NPT）こそが理想に少しでも近づく上での現実策であると考えます。加えて、核兵器保有国の参加のない核兵器禁止条約そのものに実効性がないと考えます。唯一、被爆国として核軍縮を目指す立場から、日本は核保有国と非保有国の橋渡し役を担うことが求められていると思います。

自分の家族にとって核兵器のない世界をつくりたいと願っています。しかし、現実はいきません。隣の北朝鮮は今日も核開発を続けており、核兵器の禁止に賛成すると信じている人は誰一人ともいません。今年になって弾道ミサイルと見られる飛翔体を2回も発射しています。全世界が、政府が言う歴史的緊急事態の新型コロナウイルス感染症の脅威にさらされているさなかにミサイルを発射するという行為は、言語道断というか、正気の沙汰ではありません。

そうした北朝鮮や中国の核の脅威に、アメリカの傘の下、日本は守られています。日本の安全が脅かされようとしている今日、日本が平和で暮らせるのは日米両国の緊密な安全保障政策による抑止力により守られていることを忘れてはなりません。それが現実なのです。

最も大事なことは、敵をつくらないことではないでしょうか。そうすれば、核兵器も要らないし、紛争や戦争も起こらないと思います。現時点では、国の安全保障や外交政策もあります。国民の生命、財産を守るという国の立場もあります。まずは国の動向を注視するべきと考え、請願に反対をさせていただきます。

議長（高山由行君）

そのほか、討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論も出そろいましたので、討論をこれで終わります。

本案に対する委員長報告は、不採択すべきものです。

請願第1号 日本国政府に核兵器禁止条約への賛同署名と、国会での批准を求める意見書の提出を求める請願書を採択することに賛成の方は起立をお願いします。

[賛成者起立]

起立少数であります。したがって、請願第1号 日本国政府に核兵器禁止条約への賛同署名と、国会での批准を求める意見書の提出を求める請願書は不採択することに決定しました。

ここで、暫時休憩をします。予定再開時刻は午後1時半とします。

午後0時15分 休憩

午後1時30分 再開

議長（高山由行君）

休憩を解いて再開をいたします。

議員派遣の件

議長（高山由行君）

日程第5、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。ただいま議題としました事項につきましては、お手元に配付しましたとおり、地方自治法第100条第13項及び御嵩町議会会議規則第127条の規定により、1. 令和2年4月16日から4月17日に開催する市町村議会議員特別セミナーに、福井俊雄君、安藤信治君、伏屋光幸君、山田儀雄君、そして私、高山由行を。2. 令和2年5月20日、21日に開催する市町村議会議員研修に、清水亮太君、奥村悟君、安藤雅子さん、岡本隆子さんを。また3. 令和2年5月18日から19日に開催する市町村議会議員研修に、大沢まり子さん、谷口鈴男君を滋賀県全国市町村国際文化研修所に派遣します。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、ただいま議題としました議員派遣につきましては、お手元に配付のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定

議長（高山由行君）

日程第6、議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定について。

次期議会（必要により定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項についてを議題とします。

お諮りします。ただいま議題としました事項につきましては、議会運営委員会の閉会中の継続審査としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、ただいま議題としました事項につきましては、議会運営

委員会の閉会中の継続審査とすることに決定しました。

議長（高山由行君）

以上で、本定例会に提出されました案件は全て終了しました。

ここで町長より挨拶をお願いします。

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

ただいまは、長期間、長時間にわたって慎重なる審議を頂きまして、上程させていただきまし
た議案については全て議了していただきました。ありがとうございました。

議会にも品格というものがあるかと思えます。基本的に、反対意見を持つ者はその理由を
しっかり言ってくれるということが大切ではないのかと思っております。私も議員の経験、そ
して町長としての議案の上程をさせていただく立場になり、つくづく感じるはその点であり
ます。

分からないなら賛成です。基本的に。分からないまま、分からんから反対だという議員も過
去にはいました。永遠に分からないままです。そういう意味では、反対することというのは物
すごく重いことだという認識があってしかるべきだと思っております。

今日は、ある意味格調高い議会だったと思っております。予定していた時間がかなり過ぎて
しまいましたけれど、こういう議会であるのなら歓迎であります。

人事案件としてちょっと変則ではありましたが、副町長も留任、また教育長についても
留任をさせていただけた、同意を頂けたということは、今後の組織としての御嵩町役場、また
教育委員会についてもプラスにしていけると確信をしております。

実を申し上げますと、町議会議員、幹部職員だけの会議、特別職も含めてやるときに、私が
一番よく叱るのが教育長です。それが私だけの見解ではないということも、教育長も今日は心
に留めたことと思えます。66歳になってまた自分を変えていかなきゃいけないという部分も
大変難しいところもあるでしょうけれど、これまでの自分の人生を振り返って考えると
多く出てくるのではないかと逆に期待をしているところであります。

さて、現在新型コロナウイルスで我々は右往左往をしております。今議会もマスクを着用の
まま発言をしたりということで、大変不便な思いをしながらしのいでいるというのが現状であ
るかなと思います。

また、このところ非常に、もう一度考え直してみなきゃいけないなと思っているのは、
我々は民主主義はこういう形だと思い込んでいたけれど、世界中に民主主義というのは違った
形であるというのを、今、欧米諸国の対応を見ていて感じているところであります。果たして

日本の目指してきた民主主義というのがこれでよいのかどうなのかということもやはり考え直していかなくちゃいけない。

また家族についても今回は考える機会になったと思います。子育てというのは本当に誰が責任を持つのか。家族の体系として、やはりおじいちゃん、おばあちゃんがいるという家族はかなりプラスになっているなということも感じているところであります。

これからあらゆる形で我々はよりよい国や地域にしていくことが目的であります。目標であります。そういう意味では、皆さんとしっかりと御嵩町のあるべき姿を考えていきたいと思えます。

今日、安倍総理のほうから国の方針が発表されるようでありますので、それを聞いた上で速やかに私としてはスピーディーな判断をし、また指示を出していきたいと、このように思っております。

季節柄いろいろ体調を崩すということもあるかと思えますけれど、ぜひ健康に留意して頑張ってくださいというふうに思えます。

また、この後挨拶の時間が少し頂けるようでありますけれど、この場に定年退職を迎えた亀井部長がおります。また、2年のお約束で派遣していただいた長屋さんにも今度は県にお帰りになるということで、このお2人に対して心から感謝を申し上げて、皆さんへの今定例会の終わりに当たってのお礼の言葉とさせていただきます。本当にありがとうございました。

閉会の宣告

議長（高山由行君）

これをもちまして令和2年御嵩町議会第1回定例会を閉会します。御苦労さまでございました。

午後1時38分 閉会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 会 議 長 高 山 由 行

署 名 議 員 山 田 儀 雄